

乗合交通整備計画の検討を進めています！

茅ヶ崎市では、平成 14 年度から乗合交通整備計画の検討を進めています。

平成 14 年度は、自治会連合会代表や各種団体代表などからなる市民検討会が議論し、市民の望む乗合交通についての提案を行いました。

平成 15 年度は、市民の考えを受け、行政と市民による策定委員会を組織し、市民検討会とも意見交換しながら、乗合交通整備計画の素案を策定します。



第 1 回目の策定委員会を開催しました。

平成 15 年 8 月 5 日（火）の第 1 回策定委員会では、以下の点について確認、議論しました。詳細は、次ページ以降をご覧ください。



【会議の様子】

計画策定の前提

バスやタクシーをもっと使いやすくし、バスや鉄道を利用しにくい地区をなくします。そのためには、
様々な施策を組み合わせる。
既存のバス路線の見直しを基本にする。
市民、事業者、行政の三者が一体で取り組む。

検討体制

策定委員会が計画策定の責任を負い、最終判断を行います。市民検討会との意見交換を行います。引き続き有効な意見交換方法を市民検討会と共に検討します。

計画策定のポイント

市民案を基本に議論します。
目標に向かって必要な行動はなにか、どの様に実現するか、実現できるかについて議論します。

乗合交通整備計画とは？

平成 13 年度に策定した茅ヶ崎市総合交通プランは、環境負荷低減、高齢社会への対応などのため、「車よりもバスや自転車の方が便利なまち」の実現を目指しています。

これを受け、乗合交通整備計画は、主にバスやタクシーによる、市民に必要な、使いやすい、路線網，ダイヤ（運行間隔・時間帯），車両やバス停，関連施設，運賃制度などを明らかにし、交通事業者（バスやタクシーの事業者）と連携した実現方策を含めた取り組み施策とスケジュールを策定します。



【茅ヶ崎市総合交通プランの概要パンフレット】
詳細は都市政策課までお問い合わせ下さい。計画内容は市のホームページにも掲載されています。

乗合交通整備計画の目標と基本となる考え方

乗合交通整備計画では、総合交通プランに位置付けられている、乗合交通に関する整備の目標と考え方，推進すべき施策を前提条件に検討を進めます。

目標

1. 現在あるバスやタクシーをもっと使いやすくする。
2. 現在、バスや鉄道を利用できない、利用しにくい地区をなくす。

考え方

1. 様々な施策を組み合わせ対応。
2. 既存バスの路線網、運行頻度、運行時間帯、運賃の見直しが基本。
3. 市民と事業者と行政の3者が一体になって検討し推進。

推進すべき施策

1) 使いやすく充実した路線網の構築

既存バス路線の維持方策の検討

既存バス路線の見直しによる対応や新しい乗合交通による対応

既存バス路線の統合，延伸，新設

バス路線の充実では対応できない地区へのコミュニティバス，乗合タクシーの導入

医療機関と住宅地の直結や市内循環する乗合交通などの導入 等々

2) 定時性確保を支援する施策の推進

公共交通を優先させる道路整備や交通運用の導入 等々

3) 乗合交通を利用しやすい環境づくり

車両のノンステップ化や低公害化

利用や乗継ぎ、乗換えなどに対する費用面での優遇措置の導入

運行情報などの提供や利用予約などに対する情報技術（IT）の活用 等々

4) 乗合交通を考える体制づくり

使いやすい公共交通を確保する市民・事業者・行政による体制の確立

市民検討会は、平成14年10月から6回の会議を重ね、乗合交通整備に対する考え方をまとめ、神奈川中央交通(株)との意見交換も実施しました。

策定委員会では、「乗合交通をどのような姿に整備すべきか?」との課題に対し、市民検討会からの提案を基本として考えていきます。

市民検討会委員(合計20名)

- ・自治会連合会代表(12地区の連合会代表12名)
- ・自治会連絡協議会代表(1名)
- ・茅ヶ崎市身体障害者福祉協会代表(1名)
- ・茅ヶ崎市老人クラブ連合会代表(1名)
- ・環境市民会議ちがさきエコワーク代表(1名)
- ・茅ヶ崎市商店街連合会代表(1名)
- ・元茅ヶ崎市総合交通プラン市民懇話会委員(3名)

市民検討会による乗合交通整備に対する考え方(素案)

紙面の都合上提案の一部を掲載しています。

1) バス路線網に対して

市立病院をひとつの拠点と考え、市内各地区からの連絡を強化
茅ヶ崎駅への一極集中を見直し、路線網を幹線と支線に分類
支線部分にはコミュニティバスのようなきめ細かいサービスの提供
JR 東海道本線を挟んだ南北連絡、柳島・中島などの交通空白地区への対応 等々

2) 運行頻度に対して

日中は20分間隔、通勤通学時間帯は10分間隔の運行の確保 等々

3) 運行時間帯に対して

鉄道からの乗り継ぎも考慮し、深夜や早朝の運行の充実 等々

4) 運賃に対して

わかりやすい運賃の案内や支払い方法の採用
均一料金や乗り継ぎ料金制度の導入 等々

5) 定時性確保に対して

渋滞解消と自家用車利用の抑制策の実施 等々

6) 車両に対して

高齢者や障害者でも使いやすく環境負荷の少ない車両の導入 等々

7) バス停に対して

路線案内やバス接近案内など情報提供の充実 等々

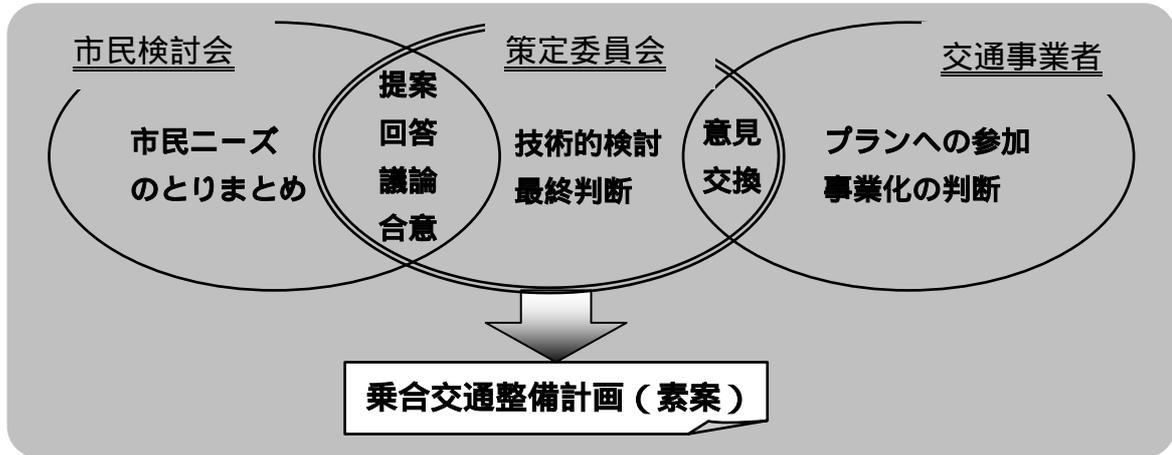
8) 運転手の対応などに対して

運転手の接客態度向上
時刻表や路線情報など、情報提供の充実 等々

乗合交通整備計画の検討体制

平成 15 年度は、乗合交通整備計画の素案を作成することが目標です。策定委員会が計画策定の責任を負い、最終判断を行います。市民検討会との意見交換を行いながら議論を進めます。

策定委員会と市民検討会が有効に意見交換出来るよう、方法について、引き続き市民検討会と共に検討する予定です。



乗合交通整備計画策定のポイント

第 1 回策定委員会では、計画策定の前提条件や検討体制とともに、計画策定のポイントとして意見交換し、以下の点を確認しました。

総合交通プランと市民検討会からの提案を基本に議論を進める。

市民にとって望ましい乗合交通の理想像を描くことが目的ではなく、どうやったら実現できるのか、誰が何をすればよいのか、を明確にすることを重視する。

机上の議論だけでは実現できるのか判断できないようなことは、実際に試行してみることも必要だが、目先の施策だけに着目することを避け、何のために試行が必要なのか、計画全体の目的や目標を明確にした上で議論を進める。

次回の策定委員会の予定

第 2 回策定委員会は、平成 15 年 9 月 1 日に開催の予定です。

茅ヶ崎市都市部都市政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 丁目 1 番 1 号

TEL 0467-82-1111 (内線 2503・2504)

FAX 0467-57-8377